

平成30年7月5日

保護者様

京都市立錦林小学校  
校長 近藤 清美  
(電話: 771-0921)

### 気象警報に伴う臨時休校の措置について

日頃から、本校教育活動にご理解・ご支援を頂きありがとうございます。

さて、本日午前1時49分に京都市域に発令されました大雨（土砂災害、浸水害）警報並びに午前7時5分に発令されました洪水警報が、現在も継続されています。

また、市内の複数の地域では、避難準備、勧告等の指示が発令されるとともに、気象庁の発表では、明日7月6日（金）にかけても、上記の気象警報が継続される見込みです。

こうした状況を踏まえ、京都市教育委員会から、この度の大雨に伴う明日6日の休校等の判断について、「暴風警報発令時」の取扱いに準じることとされましたので、本校においても、下記のとおりの措置を行います。

京都市域の気象警報について、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にご留意頂きますようお願いいたします。

### 記

#### 1 警報が発令された場合

(1) 登校前に大雨又は洪水又は暴風の、いずれかの警報が発令されている場合、それらの警報がすべて解除されるまでは、登校を見合わせ、(2)にあわせて自宅待機させてください。

(2) 発令された警報がすべて解除された場合については、以下の措置を行います。

- ①午前7時までに解除になった場合 : 平常授業
- ②午前9時までに解除になった場合 : 3校時（10時50分）から始業
- ③午前11時までに解除になった場合 : 5校時（13時50分）から始業（給食は中止）
- ④午前11時現在、警報が解除されていない場合 : 臨時休業

#### 2 その他

- (1) 通学路上にある河川・側溝・水路等には近づかないよう、ご家庭でも、お子様への指導をお願いいたします。
- (2) 登校後にこれらの警報が発令された場合は、提出いただいている「緊急時の下校方法」B【集団下校】または【学校待機】に基づき下校の処置をとります。